

スポーツにおける女性種目の出場要件と慣習法および実務の運用実態

～女性種目出場制限に関する法的課題と将来への展望～

研究者 高松政裕
八木由里

目次

- 第1 はじめに
- 第2 女性種目出場要件の制度変遷
- 第3 チェンド事件の意義
- 第4 セメンヤ事件と CAS 判断
- 第5 スイス連邦最高裁判所と欧州人権裁判所の判断
- 第6 女性種目出場制限は差別か
- 第7 遺伝子検査導入と IOC 声明後の新たな課題
- 第8 法的課題と将来への展望

第1 はじめに

スポーツにおける女性種目の出場要件をめぐる問題は、近年、性分化疾患（DSD（Differences of Sex Development））を有する選手及びトランスジェンダー女性の参加制限をめぐる紛争として顕在化し、スポーツ法、差別禁止法、人権法、医事法及び個人情報保護法が交錯する領域として注目を集めている。

従来、女性カテゴリーは、男性カテゴリーに対置される競技区分として自明視されがちであったが、競技上の公平性をいかに確保するかという問題が、近時は「何を基準に女性カテゴリーを構成するか」という、より根源的な問題へと転化している。

この問題を国際的に可視化した中心的事件が、チェンド事件ⁱ及びセメンヤ事件ⁱⁱである。

前者においてスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport : CAS）は、女子カテゴリー保護という目的自体は正当であるとしつつ、当時の IAAF Regulations Governing Eligibility of Females with Hyperandrogenism to Compete in Women's Competition（以下「高アンドロゲン規則」という）を支える科学的根拠はなお十分ではないとして、その適用を停止した。

他方、後者において CAS は、IAAFⁱⁱⁱの「Eligibility Regulations for the Female Classification (Athletes with Differences of Sex Development)」（以下「DSD 規

則」という。)が差別的性質を有すること自体は認めながらも、当時提出された証拠関係の下では、女性カテゴリーにおける公正で意味のある競争を維持するために必要かつ合理的で相当であるとして、その有効性を結論として維持した。もっとも、CAS は、対象種目の選定、実効性、副作用及び運用面にはなお重大な懸念があることも明言しており、当該判断は全面的無条件に規則を是認したものではない。

その後、この問題は、スイス連邦最高裁判所による仲裁判断取消訴訟、さらに欧州人権裁判所第三部及び大法廷における審査へと展開した。

とりわけ欧州人権裁判所大法廷判決は、DSD 規則そのものの適法性を全面的に判断したものではない一方、民間の国際競技団体のルールにより事実上強制されるスポーツ仲裁に対しては、国家裁判所による審査が欧州人権条約（以下「条約」という。）6 条 1 項（公正な裁判を受ける権利）の観点からより厳格でなければならないことを明確にした。この点は、国際スポーツ団体の自律的ルール形成が、人権保障及び司法的統制といかなる関係に立つのかという本稿の中心問題に直結する^{iv}。

加えて、近時の制度動向は、従来のテストステロン値規制から、SRY 遺伝子検査を含む事前資格審査へと重心を移しつつある。

世界陸上連盟（WA）は 2025 年以降、女性カテゴリーへの出場資格判断に SRY 遺伝子スクリーニングを導入する方向を明確化し^v、さらに IOC も 2026 年 3 月、女性カテゴリー保護政策を公表した。ここでは、競技上の公平性の問題にとどまらず、遺伝情報の取得・利用、本人同意の真正性、プライバシー、人格権、未成年者保護といった新たな法的課題が前面化している^{vi}。

以上を踏まえ、本稿は、第一に、女性種目出場要件の制度変遷を確認した上で、チャンド事件及びセメンヤ事件を中心に、DSD 規則をめぐる主要判断の法理を整理する。第二に、スイス連邦最高裁判所及び欧州人権裁判所の判例を通じて、スポーツ仲裁に対する国家裁判所の審査の在り方を検討する。第三に、女性種目出場制限が差別禁止原則との関係でどこまで許容されるかを検討し、あわせて遺伝子検査導入後の新たな法的課題を分析することにより、女性カテゴリー保護と人権保障を調和させるための規律の在り方を考察することを目的とする。

第 2 女性種目出場要件の制度変遷

1 性別確認検査から高アンドロゲン規則へ

女性種目における出場資格管理は、歴史的には、性別確認検査の制度として現れてきた。初期には、外観確認や身体検査に依拠する運用がみられ、その後、一律の染色体検査が導入された。しかし、このような方法は、選手の尊厳やプライバシーを著しく損ない、生物学的性の多様性を過度に単純化するとの批判を受け、国際競技大会における一律的な性別確認検査は 1990 年代末までに廃止・縮小されるに至った^{vii}。

なお、従来の染色体検査は、主として XX・XY 等の性染色体の構成を確認するものであったのに対し、近時導入されている SRY 遺伝子検査は、通常 Y 染色体上に存在し精巢形成に関与する SRY 遺伝子の有無を確認するものである。したがって、両者はいずれも生物学的性に関する情報を扱う点では共通するが、検査対象となる情報及び技術的手法は同一ではない。

もっとも、一律的な性別確認検査が廃止された後も、女性カテゴリーにおける競技上の公平性をいかに確保するかという問題それ自体が消滅したわけではない。むしろ、規律の焦点は、外形的な「性別判定」から、競技上の優位との関係で意味を持つとされる生物学的指標へと移行した。その代表例が、生来高いテストステロン値を有する女子選手を対象とする高アンドロゲン規則である。

高アンドロゲン規則の基本発想は、女性カテゴリーにおける競技上の公平性を損なう程度のアンドロゲン作用を有する選手については、女性カテゴリーへの参加に一定の条件を課すべきであるというものであった。しかし、この規則は、自然に備わった身体的特性を理由として特定の女子選手のみを選別し、場合によっては医学的介入を事実上求める点で、差別、身体的完全性（本人の意思に反して身体への医学的介入等を受けない利益）及び人格的自律の観点から強い批判を受けた。

チャンド事件は、この高アンドロゲン規則をめぐる最初の大きな転機となった。CAS は、女性カテゴリー保護という制度目的自体は正当であることを前提としつつも、当時提出された科学的証拠の下では、自然に高いテストステロン値を有する女子選手が男子並みの有意な競技上の優位を有することが十分立証されたとはいえないとして、規則の適用を停止した。ここで重要なのは、CAS が、女性カテゴリー保護の必要性を抽象的に認めるだけでは足りず、具体的な競技上の優位についての十分な科学的立証を要求した点である。すなわち、女性種目出場要件の規律は、理念や直感のみに基づいて許容されるのではなく、差別的効果の強さに見合う厳格な立証を要することが示されたのである

^{viii}。

2 DSD 規則への移行とセメンヤ事件

チャンド事件後、IAAF（現 WA）は、従前の高アンドロゲン規則をそのまま維持するのではなく、対象範囲を限定し、一定の 46XY DSD 選手に焦点を当てた DSD 規則へと再構成した。ここでは、対象選手群、対象種目及びテストステロン閾値をより限定的に設定し、競技上の優位についての科学的根拠の補強が試みられた。

これに対して提起されたのがセメンヤ事件である。申立人側は、DSD 規則が特定の女子選手に対してのみテストステロン抑制を求める点で差別的であり、医学的に不要な治療を事実上強制するものとして、身体的完全性、私生活及び人格的尊厳を侵害すると主張した。他方、IAAF 側は、女子カテゴリーにおける公正で意味のある競争を維持するためには、男性域のテストステロンに長期に曝露されたことに由来する競技上の優位を規律する必要があると主張した。

セメンヤ事件において、CAS は、DSD 規則が差別的性質を有すること自体は明確に認めた。しかしその上で、女子カテゴリーが公正な競争のために保護されるべき区分であること、提出された証拠によれば一定の 46XY DSD 選手には競技上の優位が認められることなどを根拠として、当該規則は結論として必要・合理的・相当であり、有効であると判断した。もっとも、CAS は、対象種目の線引き、テストステロン値を継続的に基準値以下に維持することの実効性、ホルモン治療の副作用及び運用面についてなお serious concerns があることを明言している（CAS 2018/0/5794 & 5798, Award of 30 April 2019, Conclusion）。これらの懸念は、その後のスイス連邦最高裁判所及び欧州人権裁判所における審査でも重要な検討対象となった^{ix}。

3 遺伝子検査導入と IOC 声明による新たな局面

近時の制度動向において特筆すべきは、規律の重心がテストステロン値の管理から、遺伝情報を用いた女性カテゴリーの事前資格審査へと移行しつつあることである。世界陸連（WA）は 2025 年 7 月 30 日、女性カテゴリーに出場しようとする選手について、生涯で 1 回限りの SRY 遺伝子検査を前提とする新たな適格性確認制度を公表した。また、IOC も 2026 年 3 月、女性カテゴリー保護政策を公表し、オリンピック・ムーブメント全体において同種の議論を制度化する方向性を鮮明にした。

この新たな局面では、もはや問題は「一定の高テストステロン値をいかに規律するか」ととどまらない。むしろ、女性カテゴリーへの参加資格を、遺伝情報に基づいてどのように確認し、管理するかが核心となる。そこでは、遺伝情報という高度に機微な個人情報¹の取得・保管・利用の適法性、競技参加のために検査を受けざるを得ない構造の下での同意の自由、検査結果が本人の人格的アイデンティティや家族関係に及ぼし得る影響、さらに未成年者に対する配慮の必要性が、従来以上に強く問われることになる。

したがって、女性種目出場要件をめぐる法的問題は、チャンド事件及びセメンヤ事件²が中心的に扱った差別と公平性の調整に加え、遺伝情報保護、プライバシー、人格権及び自己決定の問題へと拡張している。

なお、SRY 遺伝子検査が女性カテゴリーへの出場希望者全員に一律に課される場合、検査義務それ自体は、DSD 規則のように特定の身体的特性を有する選手のみを対象とする差別的な取扱いとは構造を異にする。しかし、検査結果に基づき SRY 陽性者にのみ追加的な医学評価や出場制限が課されるのであれば、その段階では性的・遺伝的特徴に基づく異なる取扱いが生じる。したがって、最新制度の差別性は、検査義務の一律性と、検査結果に基づく実質的な不利益とを区別して検討する必要がある。

第3 チャンド事件の意義

チャンド事件は、女性カテゴリーへの参加資格をめぐる近時の紛争の出発点を成す重要判断である³。

同事件は、IAAF が 2011 年に導入したいわゆる高アンドロゲン規則の適法性が、初めて本格的に争われた事案であり、後のセメンヤ事件において中心論点となる科学的根拠、差別性、競技の公平性という諸問題を、先行的に提示した点に大きな意義がある。

同事件において、申立人である Dutee Chand 選手は、IAAF の高アンドロゲン規則が、生まれつき高いテストステロン値を有する女性選手に対してのみ女性カテゴリーへの参加制限を課すものであり、差別的かつ不当であると主張した。加えて、競技上の優位は、身長、筋量、肺活量その他多様な身体的特性によって生じるのであって、生まれつき高いアンドロゲン値のみを理由として出場制限を課すことは合理性を欠くとし、さらに、競技参加の継続のために医学的介入を事実上迫る点において、身体的完全性や人格的自律にも抵触すると主張した。

これに対し IAAF 側は、女性カテゴリーにおける公正な競争を維持するためには、男性由来の競技上の優位をもたらす高いアンドロゲン作用を有する選手を一定程度規律する必要があり、当該規則は女性カテゴリー保護のための合理的措置であると反論した。この対立構造は、差別禁止と競技の公平性との調整という、その後の一連の事件に共通する問題を先取りするものであった。

CAS は、まず、女性カテゴリーを保護し、公正な競争条件を維持するという目的それ自体については正当性を認めた。もっとも、そのうえで問題となるのは、当時の高アンドロゲン規則が、実際にその目的に見合うだけの科学的根拠に支えられていたかである。CAS は、当時提出されていた証拠関係のみでは、自然に高いテストステロン値を有する女性選手が、男性選手に匹敵するほどの有意な競技上の優位を当然に有することが十分立証されたとはいえないと判断した。そしてその結果、規則の適用を最長 2 年間停止し、その間に IAAF が高アンドロゲン女性選手の競技上の優位の程度について追加的な科学的証拠を提出する機会を与え、十分な証拠が提出されなければ規則は無効となるとした (CAS 2014/A/3759, Interim Award, para. 548 and operative part 2)。

このチャンド事件の第一の意義は、女性カテゴリーに対する参加制限について、スポーツ団体の抽象的な理念や経験則のみでは足りず、具体的かつ十分な科学的根拠が必要であることを明示した点にある。

すなわち、女性カテゴリー保護や競技の公平性という目的が抽象的に正当であるとしても、その目的を理由に特定の女性選手に不利益な規制を課す以上、その規制が対象選手群に現実にとどの程度の競技上の優位をもたらしているのか、また当該規制がその優位に対応するための適切かつ必要な手段であるのかについて、競技団体側が十分に立証しなければならないという枠組みを示したのである。

第二の意義は、チャンド事件が、後のセメニヤ事件における DSD 規則の法的構成を事実上準備した点にある。すなわち、IAAF は、チャンド事件で示された科学的立証上の不十分さを受けて、従来の高アンドロゲン規則を維持するのではなく、対象者の範囲や競技上の優位に関する理論構成を再整理し、2018 年に DSD 規則を導入した。

したがって、チャンド事件は単なる先例ではなく、DSD 規則の登場を促した制度的転機として理解されるべきである。

第三に、チャンド事件は、以後の一連の事件に通底する基本的な問いを明らかにした。それは、女性カテゴリーにおける公平性確保という目的の下で、特定の生物学的特

性を有する女性選手に対し、どこまで参加制限を課すことが許されるのか、という問いである。この問題は、後のセメンヤ事件では、より限定された 46 XY DSD 選手を対象とする規則として再構成され、さらに近時の遺伝子検査導入により、テストステロン値の問題から遺伝情報に基づくカテゴリー管理へと形を変えつつ継続している。

そうである以上、チャンド事件の意義は、当時の高アンドロゲン規則の適用停止に尽きるものではなく、女性カテゴリーをいかなる基準で法的に構成するかという、より根本的な問題提起にあるというべきである。

もっとも、チャンド事件は、女性カテゴリー保護それ自体の正当性を否定したわけではない点に留意を要する。CAS は、あくまでその目的を前提にしつつ、当時の証拠関係ではそのための具体的規制手段を支える立証が不足していると判断したのであり、理念としての女性カテゴリー保護を退けたものではない。この点は、後のセメンヤ事件において、CAS が差別的性質を認めつつも、補強された証拠関係の下では DSD 規則を必要・合理的・相当と評価したこととの対比において重要である。すなわち、チャンド事件は、差別禁止原則が競技の公平性という目的を絶対的に排斥することを示したのではなく、むしろ、競技団体がその目的の下で不利益取扱いを正当化するためには、厳格な科学的・規範的説明責任を負うことを示した先例と理解すべきである。

以上のとおり、チャンド事件の意義は、第一に、女性カテゴリーへの参加制限を支えるためには具体的かつ十分な科学的根拠が必要であることを示した点、第二に、その後の DSD 規則導入とセメンヤ事件の前提を形成した点、第三に、差別禁止と競技の公平性の調整という、その後の主要争点を最初に鮮明にした点に求められる。したがって、本件は、女性種目出場要件をめぐる現代的紛争の出発点として、後続のセメンヤ事件および近時の遺伝子検査導入を検討するうえで不可欠の判断例である。

第 4 セメンヤ事件と CAS 判断

セメンヤ事件は、IAAF が 2018 年に導入した DSD 規則の適法性が正面から争われた事案である^{xi}。

同規則は、一定の 46XY DSD 選手について、女性カテゴリーのうち特定の種目に出場するためには、血中テストステロン値を服薬等により一定水準以下に抑えることを求めるものであり、チャンド事件後の制度再構成の帰結として位置付けられる。したがって、本件の核心は、女性カテゴリー保護という目的それ自体ではなく、その目的のために、

特定の女子選手に対して差別的効果を伴う規制を課すことがどこまで許容されるかにあった。

申立人である Caster Semenya 選手及び Athletics South Africa は、DSD 規則が一定の女子選手に対してのみ医学的介入を事実上要求するものであり、差別的であるとともに、身体的完全性、私生活、人格的尊厳及び職業活動の自由を侵害すると主張した。特に、対象選手に求められるホルモン抑制治療は、競技参加のために受けざるを得ない性質を帯びる以上、自由な同意に基づく医療とは評価し難く、その副作用や長期的影響も軽視できないとされた。また、対象種目の限定にも十分な根拠がなく、規制の射程が恣意的であるとの批判が向けられた。

これに対し IAAF 側は、女性カテゴリーにおける公正で意味のある競争を維持するためには、男性域のテストステロンに長期間曝露されたことに由来する競技上の優位を規律する必要があると主張した。すなわち、一定の 46XY DSD 選手は、筋量、筋力、パワー及び持久力の面で通常の女子選手に対する有意な優位を有しており、これを放置すれば女性カテゴリーの存在意義そのものが損なわれるというのである。IAAF は、DSD 規則は性別認定規則ではなく、あくまで女性カテゴリーへの参加条件を定める競技規則であるとも位置付けた。

CAS は、まず、DSD 規則が差別的性質を有すること自体は明確に認めた。この点は重要であり、CAS は、規則が平等取扱いの観点から問題を含むことを否定しなかった。他方で、CAS は、女性カテゴリーは公正な競争のために保護されるべき区分であり、提出された科学的証拠によれば、一定の 46XY DSD 選手には、少なくとも一部種目において、通常の女子選手に対する競技上の優位が認められるとした。その結果、CAS は、当時の証拠関係の下では、当該規則は必要・合理的・相当であり、結論として有効であると判断した。

もっとも、CAS の判断は、規則を全面的・無条件に是認したものではない。CAS は、対象種目の選定、実効性、副作用、運用上の困難等について、なお serious concerns があることを明言している。とりわけ、なぜ特定の中距離種目が規制対象となるのか、また、医学的介入を通じて達成される公平性が、選手に課される身体的・心理的負担に見合うものかについては、判断後も強い疑義が残された。したがって、セメンヤ事件 CAS 判断の意義は、差別性を否定した点にあるのではなく、差別的規制であっても、競技の公平性という目的の下で例外的に正当化し得るという枠組みを示した点にある。

この判断は、後続のスイス連邦最高裁判所及び欧州人権裁判所において、規則それ自体の当否のみならず、そのような規則を審査する仲裁及び国家裁判所の手続保障の在り方をめぐる議論へと展開する起点となった。すなわち、セメンヤ事件は、スポーツ団体の自律的ルール形成の限界と、そこに対する司法的統制の在り方を問う事件へと発展したのである。

第5 スイス連邦最高裁判所と欧州人権裁判所の判断

セメンヤ事件のCAS判断に対しては、セメンヤ選手より、スイス連邦最高裁判所に仲裁判断取消しの申立てがなされた。

申立人側は、DSD規則を容認したCAS判断は、身体的完全性、人格権、私生活及び人間の尊厳を侵害するものであって、スイス法上の実体的公序に反すると主張した。これに対し世界陸連側は、国際仲裁判断取消しの審査範囲は極めて限定的であり、本件はどのような重大かつ明白な公序違反には当たらないと反論した。

スイス連邦最高裁判所は、結論として上訴を棄却した。同裁判所は、国際仲裁判断取消しにおける公序審査はあくまで例外的・限定的であり、単なる評価の相違や通常の権利侵害の主張だけでは足りず、重大かつ明白な基本原則違反が必要であるとした。その上で、CASが認定した女性カテゴリー保護及び競技の公平性という目的は正当であり、DSD規則を容認したCAS判断は、少なくとも取消しを要するほどの実体的公序違反には当たらないと判断した。ここでは、規則自体の実体的妥当性を全面的に再審査するというより、仲裁判断取消しのハードルの高さが前面に出ている^{xii}。

しかし、この段階で問題は終わらなかった。セメンヤ選手は欧州人権裁判所に申立てを行い、スイス連邦最高裁判所による審査が、欧州人権条約6条1項（公正な裁判を受ける権利）、8条（私生活及び家庭生活の尊重を受ける権利）、13条（実効的な救済を受ける権利）、14条（差別禁止）等の観点から不十分であったと主張した。ここで争点は、DSD規則そのものの適法性を直接判断することよりも、CASのように民間の国際競技団体のルールに基づき事実上強制されるスポーツ仲裁に対して、国家裁判所がどの程度厳格な審査を行うべきかに移った。

欧州人権裁判所第三部は、2023年7月11日、条約14条を8条と併せて解釈した場合の違反及びこれに関する13条違反を認めた。その後、スイス政府が大法廷への付託を要請し、2023年11月、大法廷のパネルがこの要請を受理した。そして、2025年7月10日

の大法廷判決は、条約 6 条 1 項についてはスイスの管轄を認め、スイス連邦最高裁判所の審査が不十分であったとして違反を認定した。他方で、条約 8 条、13 条、14 条に基づく申立てについては、問題となる規則の制定・適用に関するスイスの管轄を認めず不適法とした^{xiiiixiv}。

大法廷判決の要点は、DSD 規則自体を全面的に違法と断じたことにはない。むしろ、CAS 仲裁が競技参加の現実に照らして事実上強制される以上、その後の国家裁判所による審査には、通常よりも厳格な審査が要請されるところにある。

すなわち、女性カテゴリーに関する資格制限のように、人格権、身体的自律、差別禁止及び職業生活に深く関わる規律については、国家裁判所は、単に仲裁判断に広い裁量を認めるだけでは足りず、比例性、必要性及び手続的公正をより実質的に審査しなければならないのである。それにもかかわらず、スイス連邦最高裁判所は、国際仲裁判断の取消事由である「実体的公序」を極めて制限的に解釈し、CAS 判断がセメンヤ選手の基本権と両立するかについて、本件の事情が要求する程度に厳格な審査を行わなかったため、大法廷は、スイス連邦最高裁判所における手続が条約 6 条 1 項の保障を満たさなかったと判断した。

第 6 女性種目出場制限は差別か

この点については、少なくとも形式的には、一定の生物学的特性を有する女子選手のみを対象として、追加的な参加条件又は検査義務を課す以上、差別的効果を有することとは否定し難い。実際、セメンヤ事件の CAS 判断も、DSD 規則が差別的性質を有すること自体は認めている。

したがって、問題は、差別に当たるか否かの二分法に尽きるのではなく、その差別的取扱いが、いかなる目的の下で、どの程度まで正当化され得るかにある。

この点は、近時の SRY 遺伝子検査について別途検討を要する。検査義務が女性カテゴリーへの出場希望者全員に形式上同一に課されるところとしても、陽性結果を理由として特定の選手群にのみ追加的な資格条件又は排除効果が生じる場合には、その異なる取扱いについて差別禁止原則上の正当化が必要となり得るからである。

女性カテゴリー保護を支持する立場からは、女性スポーツは、身体的性差に由来する競技上の不利益を補正し、女性に実質的な競争機会を保障するために設けられた保護的制度であると説明される。そうである以上、男性由来の身体的優位を有する者が女性カ

テゴリーに参加することを無制限に認めれば、女性カテゴリーの制度目的自体が損なわれることになる。この見地からは、一定の資格制限は、女性を排除する差別ではなく、むしろ女性の競技機会を維持するための区分設定として理解される。

他方で、制限に批判的な立場からは、当該規律は、特定の身体的・遺伝的特性を有する女性を「真の女性」から排除する機能を果たし、自然に備わった身体的差異を病理化し、医学的介入を競技参加の条件とする点で、差別、個人の尊厳の侵害及び自己決定権侵害の危険を伴うと指摘される。

特に、女性カテゴリーの保護という目的が正当であるとしても、その実現手段が、身体検査、ホルモン抑制、遺伝子検査、秘密保持の不十分な運用等を通じて、選手に過度の負担とスティグマを課すのであれば、比例原則の観点からは正当化が困難となる。

この点で重要なのは、差別禁止原則と女性カテゴリー保護が、抽象的には常に対立するわけではないことである。むしろ、女性カテゴリー自体が、女性に対する歴史的・構造的な不利益を是正するための制度である以上、一定の区分設定を直ちに違法な差別とみるのは適切ではない。しかし、その区分の基準設定と運用方法が、必要最小限度を超えて特定の選手に不利益を集中させるときには、その制度は保護ではなく排除へと転化する。したがって、法的評価は、①制度目的の正当性、②基準と目的との関連性、③より緩やかな代替手段の有無、④個々の選手に課される不利益の程度、という比例原則の枠組みで行うべきである。

さらに、2024年には、国連総会第79会期の公式文書として、スポーツ参加をめぐって力点の異なる二つの報告書が事務総長を通じて総会に提出・配布された。国連総会文書 A/79/325 は、女性及び女子に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者 Reem Alsalem の報告書「Violence against women and girls in sports」を収録するものであり、女性カテゴリーの安全及び公正を重視し、一定の場合には性別確認検査が必要・正当かつ比例的になり得るとの立場を示している^{xv}。

他方、国連総会文書 A/79/299 は、文化的権利に関する特別報告者 Alexandra Xanthaki の報告書「The right to participate in sports」を収録するものであり、国際法はインターセックス女性及びトランス女性を含むすべての女性のスポーツ参加を保護するとし、女性間の区別には厳格な必要性・比例性及び最も制限的でない手段が要求されるとの立場を示している（A/79/299, paras. 74-76）^{xvi}。両報告書は、いずれも国連

総会の公式文書として配布されたものであるが、総会決議又は国連全体の統一的理解ではなく、独立専門家である各特別報告者の報告書である点に留意を要する。

したがって、これら二つの報告書は、その見解が直ちに統一的な国際法上の結論を構成するわけでもない。むしろ、同時期に対照的な力点を有する報告書が国連総会文書として提示されたこと自体が、女性カテゴリー保護とトランスジェンダー女性・性分化疾患の女性の参加権をめぐる国際的コンセンサスがなお形成途上にあることを示している。この点は、本稿において双方の利益を抽象論で対立させるのではなく、個々の規制について目的、科学的根拠、必要性、比例性及び手続保障を具体的に検討する必要性を裏付ける。

また、制度の影響を受ける選手本人の声も看過できない。チャンド選手はAFI（インド陸上競技連盟）宛書簡において、「I was born a woman, reared up as a woman, I identify as a woman」と述べ、自然的な身体的特徴を変更することを競技参加の条件とされることへの疑問を表明した（CAS 2014/A/3759, Interim Award）。セメンヤ選手も公に「I am a woman and I am fast」と述べている。これらの発言は法的結論を直接決定するものではないが、資格規制が選手のアイデンティティ、尊厳及び競技人生に及ぼす具体的影響を検討する上で重要な視点を提供する。

この点を検討する上では、制度の直接の影響を受ける（シス）女性アスリートの意識も参考となる。Devine（2022）が女性オリンピック 19 名を対象に行った調査では、対象者全員が、トランスジェンダー女性に競技上の優位がないと結論づけるには科学的証拠が不十分であり、IOC は女性カテゴリーへの参加規則とその科学的根拠を再検討すべきであると回答した。また、74%は、自国のスポーツ統括団体がトランスジェンダー選手の参加について女性アスリートに相談していないと回答している^{xvii}。

Shaw et al.（2024）が現役・引退を含む女性カテゴリーの国内・エリート・世界クラス選手 147 名を対象に行った調査では、81%がトランスジェンダー選手に対するスポーツの包摂性を改善すべきであるとする一方、58%が生物学的性別による競技区分を支持し、ワールドクラス選手では自身の競技にトランスジェンダー女性が参加することを不公平とする回答が 77%に達した^{xviii}。さらに、Fife et al.（2025）の DSD 選手に関する調査では、82.2%がスポーツ連盟は DSD 選手にとってより包摂的な環境を整えるべきであると回答する一方、67.2%が出場資格を満たすために医学的に不要な薬物使用を求めることを非倫理的と評価している。これらの調査は、女性カテゴリーの公平性への懸念

と、トランスジェンダー・DSD 選手の包摂及び尊厳への配慮が、選手の意識の中でも併存していることを示唆する^{xix}。

また、これらの調査結果は、競技団体による意思決定に女性アスリートの意見を実質的に反映させる必要性も示している。とりわけ Devine (2022) では、回答者の 74%が、自国のスポーツ統括団体からトランスジェンダー選手の参加について意見を求められていないと回答している^{xx}。選手の意見それ自体が法的結論を決するものではないが、規則形成過程における参加、透明性及び説明責任は、ルールの正当性と受容可能性を検討する上で重要な手続的要素となる。

以上からすれば、女性種目出場制限は、形式的には差別的効果を有し得るが、女子カテゴリー保護という目的のために、厳格な比例審査を経た場合には、一定範囲で正当化され得る。他方で、その具体的運用が、過度に侵襲的で、恣意的で、又は秘密保持に欠けるならば、当該制限は差別的取扱いとして違法性を帯びる。結局のところ、問題は「差別か否か」という単純な二者択一ではなく、どのような基準と手続であれば、女性カテゴリー保護と人権保障を最大限両立し得るか」という制度設計の問題として把握すべきである。

第 7 遺伝子検査導入と IOC 声明後の新たな課題

近時の制度動向において最も大きな変化は、従来のテストステロン値規制から、遺伝情報を用いた女性カテゴリーの事前資格確認へと重心が移っていることである。世界陸連は、2025 年に、女性カテゴリーへの参加を希望する選手に対して、SRY 遺伝子の有無を確認する生涯で 1 回限りの検査を導入する方針を明確化し、その後の競技会運用に反映させた。また、IOC も 2026 年 3 月、「女性カテゴリー保護政策」を公表し、オリンピック・ムーブメント全体における女性カテゴリー保護を独立した政策課題として位置付けた。

これにより、法的問題は、もはや「一定の高テストステロン値をどう扱うか」ととどまらない。むしろ、女性カテゴリーへの参加資格を、遺伝情報という高度に機微な個人情報に基づいて、誰が、どの範囲で、どのような手続により確認し、保存し、共有し、争うことができるのかが核心となる。遺伝子検査は、その結果が単に競技参加資格にとどまらず、本人の性発達の情報、家族関係、将来の医療判断及び社会的アイデンティティにまで影響し得る点で、通常の競技資格確認を超える重大な含意を有する。

第一の法的課題は、プライバシー及び個人情報保護である。

遺伝情報は、典型的な要配慮個人情報又は特別カテゴリーデータに当たり得るため、その取得目的、利用範囲、保存期間、第三者提供、越境移転及び削除手続について、厳格なルールが不可欠となる。とりわけ国際競技団体の制度では、複数国にまたがるデータ移転が想定されるため、国内法上の個人情報保護規律とスポーツ団体の内部規則との調整が大きな課題となる。

第二の課題は、同意の有効性である。

競技参加を希望する選手に対し、「参加したければ検査を受けるほかない」という構造の下で取得された同意は、形式的には任意であっても、実質的には強制に近い場合がある。したがって、遺伝子検査制度の適法性は、単に同意書の存在によって基礎付けられるべきではなく、検査の必要性、代替手段の有無、不同意の場合の不利益の相当性及び独立した異議申立手続の有無を含めて評価されなければならない。

第三の課題は、秘密保持及び名誉・尊厳の保護である。

SRY 遺伝子検査が女性カテゴリーへの出場希望者全員に一律に課される制度である場合、検査対象に選ばれたこと自体が直ちにスティグマとなるという従来型の問題は相対的に小さくなる。他方で、SRY 陽性という結果や、それを契機とする追加的医学評価、資格不適合の判断等が外部に知られた場合には、本人の性発達に関する機微情報が推知され、名誉、尊厳及び精神的健康に重大な影響を及ぼし得る。したがって、情報アクセス権者、追加検査の手続、本人への通知方法、第三者への開示範囲等について、極めて厳格な秘匿ルールが必要である。

第四の課題は、未成年者保護である。

ジュニア年代の選手に対して遺伝子検査を導入する場合、本人の理解能力、保護者同意の在り方、将来にわたるラベリングの危険、心理的支援体制等を含めた多層的配慮が求められる。未成年者の場合、競技参加機会の確保と発達保障の観点が一層強いため、成人選手以上に慎重な手続保障が必要となる。

前記第 6 でみたとおり、2024 年の国連総会文書 A/79/325 及び A/79/299 に収録された二つの特別報告者報告書は、女性カテゴリーの安全・公正と、トランスジェンダー女性・性分化疾患の女性を含む参加権との関係について異なる力点を示している。

2026 年 2 月 25 日には、性的指向・性自認に基づく暴力及び差別からの保護に関する専門家らが、「Joint Statement on Fairness, Inclusion and Non-Discrimination in

Sport」を共同で公表した。この共同声明は、A/79/325 や A/79/299 のように一人の特別報告者の報告書が事務総長を通じて国連総会文書として提出されたものとは性質が異なり、国連人権理事会の特別手続を担う複数の独立専門家が共同で公表した声明である。同声明は、女性カテゴリーへの参加資格について、義務的な遺伝的性別検査、硬直的な生物学的基準及び不透明な意思決定過程に重大な懸念を示し、差別的取扱いとは正当な目的を追求し、客観的、合理的かつ比例的でなければならず、一般化された推測ではなく、堅固で競技別の科学的根拠を要するとしている^{xxi}。

同声明は、とりわけ、女性カテゴリーへの参加を条件とする義務的遺伝子検査について、プライバシー、身体的完全性、インフォームド・コンセント及びデータ保護上の問題を指摘し、科学的不確実性は一律排除や強制的検査を正当化する理由とはならないとしている。また、CAS への事実上強制的な仲裁、高額な費用及び限定された司法審査が、基本的人権に関する紛争の実効的救済として十分であるかにも疑問を呈している。もっとも、この共同声明も、国連又は OHCHR の機関としての統一の見解ではないことにも注意が必要である。

第8 法的課題と将来への展望

以上みてきたように、女性種目出場要件をめぐるのは、女性カテゴリーにおける競技の公平性を確保する必要性と、出場資格の制限を受ける選手の差別からの保護、身体的自律、プライバシー等の権利保障とを、どのように調整するかが問われている。したがって、今後の制度設計においては、いずれか一方の利益のみを重視するのではなく、双方を可能な限り両立させる参加資格基準と手続を構築することが求められる。

第一に、女性カテゴリー保護の制度目的そのものは、法的にも一定の正当性を有し得る。女性スポーツは、歴史的に男性中心であった競技において、女性に実質的な競争機会を保障するために形成されてきたものであり、その存在意義を無視することはできない。他方で、その目的を理由として採られる具体的規制手段については、厳格な科学的根拠と比例性審査が不可欠であり、チャンド事件及びセメンヤ事件は、そのことを明確に示している。

第二に、実体的な参加資格基準のみならず、その適法性を争うための手続保障も重要である。CAS はスポーツ紛争について専門的な事実認定と判断を行う中心的な機関であり、その役割自体を否定するものではない。もっとも、選手にとって CAS 仲裁が事実上

強制される一方、その後のスイス連邦最高裁判所による取消審査が極めて限定されるのであれば、差別や人格権等の重大な人権上の主張が十分に審査されないまま終わるおそれがある。したがって、今後は、少なくともこのような重大な人権上の争点については、スイス連邦最高裁判所が、公序違反の有無を形式的に確認するだけでなく、より実質的に、必要性、比例性、科学的根拠及び選手に課される不利益を審査するように審査のあり方について検討されるべきである。

第三に、遺伝子検査を含む新たな資格確認制度については、個人情報保護法制及び医事法的規律との接続が不可欠である。とりわけ、取得目的の限定、データ最小化、保存期間の明確化、第三者提供制限、秘密保持義務、本人への説明、異議申立て及び削除請求の可能性を制度上明示しない限り、その適法性には重大な疑義が残る。競技規則は、もはやスポーツ内部の技術的ルールにとどまらず、医療・データ・人権の交錯領域に位置するものとして設計されなければならない。

第四に、国連特別報告者報告書、世界陸連の新制度及び IOC 政策の併存は、現時点で国際的コンセンサスがなお流動的であることを示している。すなわち、女性カテゴリー保護の必要性は広く主張されている一方、その実現手段として何が最も適切で、権利侵害を最小化し、かつ公正な競争を担保し得るのかについては、なお争いが残る。したがって、今後の議論においては、イデオロギー的対立に収斂させるのではなく、科学的知見、手続保障及び人権規範を横断する実証的・規範的検討が求められる。

また、女性アスリートを対象とする近時の調査も、包摂性の改善を求める意見と、女性カテゴリーの公平性を重視する意見とが同時に存在することを示している。したがって、将来の制度形成においては、科学的エビデンスと人権規範だけでなく、現役選手・引退選手、競技特性、競技レベル等の異なる女性アスリートの意見を透明な手続で聴取し、その根拠と検討過程を公開するとともに、新たな科学的知見や運用実績に応じて継続的に見直す仕組みを備えることが、制度の実質的正当性及び信頼性を確保する上で重要となる。

女性種目出場要件をめぐる将来の課題は、女性カテゴリー保護と人権保障を対立概念として捉えるのではなく、両者をどのような基準と手続で両立させるかにある。

そのためには、第一に、制限の対象と根拠を明確化し、第二に、必要最小限度の手段を採り、第三に、厳格な秘密保持と救済手続を整備し、第四に、制度運用を継続的に検証し・見直す枠組みを設けることが必要である。

女性スポーツの公正性を確保することと、個々の選手の尊厳及び権利を保障することは、いずれも不可欠な要請である。重要なのは、女性カテゴリーの制度目的に照らして必要な範囲の制約を設定しつつ、その手段を必要最小限度にとどめ、適切な手続保障と救済を確保することである。SRY 遺伝子検査の導入は、この問題に一つの結論を与えるものではなく、むしろ女性カテゴリーの公正性と選手の権利保障との調整を、今後も継続的に検証すべき新たな段階に移したものといえる。

以上

ⁱ Court of Arbitration for Sport (CAS), Dutee Chand v. Athletics Federation of India (AFI) & IAAF, CAS 2014/A/3759, Interim Arbitral Award, 24 July 2015.

ⁱⁱ CAS, Mokgadi Caster Semenya v. IAAF, CAS 2018/O/5794, and Athletics South Africa v. IAAF, CAS 2018/O/5798, Award, 30 April 2019.

ⁱⁱⁱ International Association of Athletics Federations の略称。2019 年 11 月に World Athletics (WA)に名称変更された。本稿では、名称変更前の事象については IAAF、変更後の事象については WA と表記する。

^{iv} European Court of Human Rights (Grand Chamber), Semenya v. Switzerland, no. 10934/21, Judgment, 10 July 2025.

^v World Athletics, “World Athletics introduces SRY gene test for athletes competing in female category,” 30 July 2025. (新たな女性カテゴリー適格性規則は 2025 年 9 月 1 日施行)

^{vi} International Olympic Committee, “International Olympic Committee announces new policy on the protection of the female/women’s category in Olympic sport,” 26 March 2026.

^{vii} 石堂典秀「遺伝子検査を使った性別判断の法的問題について」JSPO セーフスポーツ・レポート 2025-03 号 (2025 年) 2 以下。性別確認検査の歴史的変遷については、杉山美沙子「セメニヤ判決」ジェンダー学会共同勉強会配付資料 (2021 年 11 月 14 日) も参照。

^{viii} CAS 2014/A/3759, Dutee Chand v. Athletics Federation of India (AFI) & IAAF, Interim Arbitral Award, 24 July 2015.

^{ix} CAS 2018/O/5794, Mokgadi Caster Semenya v. IAAF, and CAS 2018/O/5798, Athletics South Africa v. IAAF, Award, 30 April 2019.

-
- ^x CAS 2014/A/3759, Dutee Chand v. Athletics Federation of India (AFI) & IAAF, Interim Arbitral Award, 24 July 2015.
- ^{xi} CAS 2018/O/5794, Mokgadi Caster Semenya v. IAAF, and CAS 2018/O/5798, Athletics South Africa v. IAAF, Award, 30 April 2019.
- ^{xii} Swiss Federal Supreme Court, judgments 4A_248/2019 and 4A_398/2019, 25 August 2020.
- ^{xiii} European Court of Human Rights, Semenya v. Switzerland, no. 10934/21, Judgment, 11 July 2023; European Court of Human Rights (Grand Chamber), Semenya v. Switzerland, no. 10934/21, Judgment, 10 July 2025.
- ^{xiv} 第三部判決の分析として、建石真公子「ヨーロッパ人権裁判所における DSDs アスリートの権利の保護と限界—キャスター・セメンヤ対スイス事件に関するヨーロッパ人権裁判所 2023 年 7 月 11 日判決について—」参照。
- ^{xv} United Nations General Assembly, Note by the Secretary-General transmitting the report of the Special Rapporteur on violence against women and girls, its causes and consequences, Reem Alsalem, “Violence against women and girls in sports,” A/79/325, 27 August 2024.
- ^{xvi} United Nations General Assembly, Note by the Secretary-General transmitting the report of the Special Rapporteur in the field of cultural rights, Alexandra Xanthaki, “The right to participate in sports,” A/79/299, 7 August 2024, paras. 74-76.
- ^{xvii} Cathy Devine, “Female Olympians’ voices: Female sports categories and International Olympic Committee Transgender guidelines,” *International Review for the Sociology of Sport*, Vol. 57, No. 3 (2022), pp. 335-361, DOI: 10.1177/10126902211021559.
- ^{xviii} A. L. Shaw et al., “The perspective of current and retired world class, elite and national athletes on the inclusion and eligibility of transgender athletes in elite sport,” *Journal of Sports Sciences*, Vol. 42, No. 5 (2024), pp. 381-391, DOI: 10.1080/02640414.2024.2326354.
- ^{xix} Niall Timothy Fife et al., “Eligibility of Athletes With a Difference in Sex Development in Elite Sport: Opinions of National, Elite and World Class Athletes,” *European Journal of Sport Science*, Vol. 25, No. 5 (2025), e12300, DOI: 10.1002/ejsc.12300.
- ^{xx} Cathy Devine, *supra* note 13.

^{xxi} United Nations Special Procedures, “Joint Statement on Fairness, Inclusion and Non-Discrimination in Sport,” 25 February 2026.